

平成 31 年1月 10 日

各 位

会 社 名	OBARA GROUP 株式会社
代 表 者 名	取 締 役 社 長 小 原 康 嗣
(コード番号)	6877 東証第一部)
問 合 せ 先	経 営 企 画 室 長 飯 高 成 美
( T E L	0 4 6 - 2 7 1 - 2 1 2 4 )

## 当社株式の市場第二部への指定替え猶予期間(株主数)入りに関するお知らせ

当社株式につきましては、平成31年1月10日付にて株式会社東京証券取引所より市場第二部への指定替え猶予期間(株主数)入りした旨の発表がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 指定替え猶予期間入りの理由

当社単元株式保有株主数が、事業年度末である平成30年9月末日時点において、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第311条第1項第1号に定める株主数(事業年度末日において2,000人)を満たさなかったことから、有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号 a の規定に基づき、「審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内において株主数が2,000人以上とならないときは市場第二部銘柄への指定替えとなる」猶予期間入りとなりました。

### 2. 指定替え猶予期間

平成30年10月1日から平成31年9月30日まで

なお、上記期間中の基準日等時点において、株主数が2,000人を超えた場合は猶予期間入りから解除されます。

### 3. 今後の対応について

この度の市場第二部銘柄への指定替え猶予期間入りにより、株主の皆様には大変なご迷惑及びご心配をおかけいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。

今後とも、株主数増加に向けた施策の実施に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上